

## 第76号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第4  
2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

（3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者

第2条第3項中「父及び母がともに」を「父及び母並びに同項第3号  
に掲げる者のうちいずれか2以上の者が」に、「当該父又は母のうちい  
ずれか」を「当該父若しくは母又は同号に掲げる者のうち最も」に改め、  
同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号又は第3号に掲げる者のう  
ちいずれか1の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか1  
の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の  
同項第1号又は第3号に掲げる者と生計を同じくしない場合に限  
る。）は、当該子どもは、当該いずれか1の者によって監護され、か  
つ、これと生計を同じくするものとみなす。

第3条第1項中「養育している者」の次に「その他規則で定める者」  
を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医療費助成の対象者を拡大する必要があるので、この条例案を提出い

たします。